

## 福祉サービスなど第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	社会福祉法人みねやま福祉会 吉津保育園	施設種別	保育園 (旧体系 : )
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

平成28年9月30日

## 総 評

吉津保育園は、昭和27年以来、永年に亘り公立保育所として運営されて来ましたが、平成20年に民間移行され、社会福祉法人みねやま福祉会を運営主体として管理運営がなされています。

同法人内には、法人の原点でもある峰山乳児院及び乳児院付設幼児寮をはじめとして、乳児保育所、保育所、障害児通園施設、こども園、高齢者関係施設等、17事業所の運営が行われており、宮津市・京丹後市において、幅広く地域福祉の実現にむけて活躍されている様子が伺えます。

また、平成28年4月から新たに京丹後市から運営委託として、大宮北保育所が開設されたことを受けて、人事体制に大きな刷新があり、吉津保育園においても、本年4月から新しい園長・主任体制で運営の基盤整備が行われている状況にあることをお聞きしました。

吉津保育園の今回の第三者評価においては、前回の第三者評価結果と対比すると、適切な環境を維持している項目はもちろん、改善されている点も多く見受けられ、組織として、しっかりとした取組みを継続して行われてきた証であることを確認することができます。

「素直でおもいやりのある子・しっかり食べる子・いきいき遊ぶ子」を保育目標に掲げ、大切にしたいこととして、「温もりのある家庭的な雰囲気大切にします・お子さん一人ひとりの発達大切にします・お子さんやご家族とのコミュニケーション大切にします」と謳われています。訪問調査当日に鑑賞させていただいた「園の活動紹介ビデオ」からは、同園及び職員に対しても明確な行動規範となる内容で日々の実践が行われている様子を見受けられました。本ビデオは、春夏秋冬をテーマに、子どもたちの地域クリーン活動や敬老会への参加等、地域交流が盛んに行われている状況を確認することができます。また、園内に地域の資源ごみ回収場所を提供する等、地域との交流や地域の機能として活用されていることは高く評価できるものと考えています。

園としての短期及び中・長期計画は、訪問調査時に中期計画書等からも確認することができましたが、短期から中期の計画においては、数値目標を設定するなどして、具体的に実現させていく内容であることが必要であり、内容には少し課題が見受けられます。なお、計画達成後は計画の検討・見直しや成果確認が行える内容であるよう工夫・検討が求められます。

女性が働く職場の労働環境においては、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定制度「くるみん」を取得される等、女性にとって働きやすい環境構築をされていることが、職員ヒアリング等から確認することができます。

今後も隣接する同一法人運営事業所である「児童発達支援センターすずらん」とも連携して、法人のスケールメリットを生かしながら、地域の児童福祉の実現に寄与する事業所としての活躍を期待しています。

<p>業</p> <p>特に良かった点(※)</p>	<p><b>Ⅱ－３－（１）</b> 敬老会への参加や子どもたちによる地域でのクリーン活動等、地域への様々な行事に参加され、地域との関わりを大切にされている状況を伺うことができます。近隣小中学校のボランティア体験受け入れも含め、その意義をマニュアル等に明記・認識されながら継続した取組みとなっています。また、地域の未就園児に対する取組みやボランティアの受け入れ等、園としての機能を地域に還元するとともに地域の協力を得ている状況を確認することができます。</p> <p><b>Ⅲ－３－（１）</b> 平成24年度の第三者評価受診以降に園の紹介ビデオを新たに作成され、法人ホームページと合わせて情報の公開に努められています。また、そのビデオの内容は、いきいきとした子どもたちの様子が春夏秋冬を通じて分かりやすく編集されており、利用希望者にもおおいにPRできる内容となっています。第三者評価受診後、具体的な改善の取組みであり、また、卒園児にプレゼントし、大変喜ばれていることが容易に想像できるような内容であり、高く評価できます。</p> <p><b>Ⅳ－１－（３）</b> 近隣で拾った大きな松ぼっくりを使って工作したり、亀や金魚等の小動物をお世話する等、地域の自然や生き物と触れ合いながら保育実践が行われています。また、年長児を対象に地域のクリーン活動（ゴミ拾い）に参加する等、美化意識の大切さを知り、地域と触れ合う機会をもたれています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p><b>Ⅰ－３－（１）</b> 守秘義務の重要性等、法人内研修や会議での研修が行われ、周知及び遵守にむけての具体的な取組みを聞き取ることができますが、幅広い関連法令の把握やそのリスト化等の取組みに工夫が求められます。関連法令に関する洗い出しを再度行い、リスト化→周知→共有→研修→見直し等の作業に着手されますことに期待しています。</p> <p><b>Ⅲ－３－（２）</b> 卒園については事前に小学校と連携して就学にむけて保育要録の作成及び必要に応じて情報交換の場を設け、スムーズな就学に移行できるよう取り組まれている様子を聞き取ることができますが、転園・卒園にあたり保育の継続性に配慮することを目的とした手順及び引き継ぎ文書の確認ができませんでした。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

---

## 【保育所版】

# 評価結果対比シート

---

受診施設名	社会福祉法人みねやま福祉会 吉津保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構
訪問調査日	2016年9月23日（金）

保育所評価基準 対比シート

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 保育の理念・基本方針・目標	I-1-(1) 保育の理念、基本方針・目標が確立されている。	① 保育の理念が明文化されている。	A	A
		② 保育の理念に基づく・基本方針・保育目標が明文化されている。	A	A
	I-1-(2) 保育の理念、基本方針・目標が周知されている。	① 保育理念・保育方針・保育目標が職員に周知されている。	A	A
		② 保育理念・保育方針・保育目標が利用者等に周知されている。	A	A
I-2 計画の策定	I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。(非該当)	A	A
		I-2-(2) 保育の計画が適切に策定されている。	① 保育課程が保育理念・保育方針・保育目標に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して編成されている	A
	② 保育課程と年間指導計画、短期指導計画との整合性が図られている。		A	A
	③ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき改定されている。		A	A
	④ 保育課程の編成や指導計画の作成が組織的に行われている。		A	A
	I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明されている。	A
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。			A	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(2) 職員に対しては、研修だけでなく、月2回の職員会議を始め、運動会等の行事前、トラブルへの対応時等の日常活動においても理念、方針、目標等を全員で共有する機会を繰り返し持っていることをヒヤリングにて確認した。また各職員が携帯する保育ノートには、理念、方針、目標を明記したものを必ず貼付して、いつでも見直せるようにしていることを職員携帯のノートによって確認した。

I-1-(2) 玄関での理念、方針、目標の利用者への周知については、玄関への掲示のほか、入園面接時、年度はじめ、保護者会などの機会を捉えて説明している。また、園の概要書や入園のしおりにも記載するほか、年度毎月の園だよりにて保育目標を掲載して周知につとめていることを書面と聞き取りにより確認した。

I-2-(1) 中長期計画は、短期、中期、長期の期間を設定して策定されており、最新のもの(H28.4.1作成)を書面にて確認した。ニーズを踏まえた上での取り組みを実施するにあたって、とくに短・中期については、数値目標を掲げる等、より具体的に設定し表現する工夫があるとのおよいと考える。

I-2-(2) 年間指導計画は園の玄関にも掲示され、利用者が容易に確認できるようになっている。また個人面談や行事の際等にも、口頭で伝えるよう工夫していることを聞き取りによって確認した。

I-3-(1) 「法令遵守規定」があり、各種法令に基づいて現場での個別マニュアルの作成や運用がされている様子や、変更があった際は職員会議や回覧等での情報共有を行い、法令遵守の意識を常に持つように努めていることなどを聞き取りにより確認した。園の運営において遵守すべき法令を把握しやすくする「関連法令リスト」は未整備の状態であることから、A評価をB評価に変更した。より適切に法令遵守を徹底するためにも、早急に変更することが望まれる。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	B
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A	A
		② 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A	A
		② 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A	A
		③ 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 定期的な個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
		② 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A	A
		③ 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A	A
II-3 地域との交流と連携	II-3-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	II-3-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	A	A

[自由記述欄]

II-1-(1) 法人内での各種会議だけでなく、地域の中学校区内での各種団体との連携や情報交換を行い、地域ニーズを把握し、応えようと努めている様子をききとることができた。それらのニーズに応えることが、施設整備や人員体制といった面とどのように関連してくるかを再度検討し、法人全体の動きとも関連しつつ、園としての中長期計画により具体的に反映されることが望まれる。これらのことによりA評価をB評価とした。

II-2-(2) 職員には有給休暇取得を促しており、比較的高い有給取得率であることが確認できた。出産・子育て期の職員もおり、子どもの参観日などは優先的に有給を取得できるようにするなど、働きやすい職場であるよう取り組んでいることを「有給簿」と聞き取りによって確認した。

II-3-(1) 地域活動として数年前から園児たちとともに地域の清掃活動を行っている。また、地区の運動会や文化祭、敬老会、芸能祭などにも参加したり、地域の高齢者を園に招いての豚汁会の開催といった行事での交流も行うなど、積極的に地域とかがわっている。保護者会の主催により行われる月1回の資源回収には、地域の人たちからの持ち込みも受け入れるなど、日常的なかかわりがもたれていることを聞き取りと活動写真等によって確認した。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	A
		Ⅲ-1-1 (2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
		② 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A	A
Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-1 (1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① 定期的に第三者評価を受診し、事業内容の改善に活かしている。	A	A
		② 定期的に自己評価を行い、その結果と課題を職員間で共有し、改善に向けた取り組みを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-1 (2) サービス実施の記録が適切に行われている。	① 入園面接・健康診断など定められた手順に従ってアセスメントを行っている	A	A
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A	A
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A
Ⅲ-3 サービスの開始・継続	Ⅲ-3-1 (1) サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A	A
		② 保育の開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A	A
	Ⅲ-3-1 (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	① 転園・卒園にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	A	B

#### [自由記述欄]

Ⅲ-1-1 (1) プライバシー保護については、「個人情報保護に対する基本方針」の中に規定している他、新任研修、法人内部研修、職員会議などで、個人情報保護に対する職員の意識向上を図られていることを確認した。保護者へは入園説明時に方針を説明し、ホームページや広報誌などへの写真掲載及び連絡網への掲載について承諾を得ていることが確認できた。

Ⅲ-1-1 (2) 苦情解決の仕組みは「苦情申出窓口の設置について」によって定められた対応がなされており、ご意見箱、連絡ノート、電話、口頭など様々な手段を利用できる体制がある。苦情解決責任者及び担当者、第三者委員会の設置を通じて、全職員による改善策の検討・実施、利用者へのフィードバック、公表などができる仕組みが整備されている。

Ⅲ-2-1 (1) 平成21年度より定期的に第三者評価受診を実施しており、評価結果の分析や改善計画を策定し、その実施状況を見直しできる体制が構築されている。また、「保育士の自己点検、自己評価のためのチェックリスト」による自己評価も定期的にも実施され、年2回の人事考課と併せて評価結果の分析や課題の改善に向けた取り組みを行っていることが確認できた。

Ⅲ-2-1 (2) 子どもの心身の健康状態や生活状況については、「健康管理マニュアル」により定められた手順に従い、年2回の嘱託医による健康診断及び入園面接時の保護者からの情報を、定められた「発育状況調査表」「児童票」「家族票」によって管理し、全職員が情報を共有できる仕組みがある。また、アセスメントについては、年1回以上あるいは必要に応じて見直しが行われていることを確認した。園児の記録管理については「個人情報管理規程」に定められており、園長が管理責任者となり、保存方法や個人情報の保護と開示、プライバシー情報の管理、職員としての守秘義務遵守への取り組み及び記録の保管・保存・廃棄に関する文書管理規程が整備されていることが確認できた。また、保育情報の共有については、クラスミーティングや職員会議、連絡ノートほかの各種文書で行われており、必要な情報が組織的に管理されており、状況の変化に応じて迅速に対応できる体制が構築されている。

Ⅲ-3-1 (1) 保護者等がサービス選択をするに当たっては、パンフレットや要覧、ホームページ、紹介ビデオ、などで園の理念や保育サービスの内容が理解できるよう分かりやすい表現がなされており、見学にも随時対応されている。一時預かりや延長保育については説明時にサービスや料金が書面にて明示されている。

Ⅲ-3-1 (2) 転園や卒園に際しての保育の継続性に配慮した対応については、事例が少ないこともありケースバイケースでその都度行われているが、手順や引き継ぎのための文書が定められていなかったため、A評価をB評価とした。

IV-1 子どもの発達援助

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-1 子どもの発達援助	IV-1-(1) 健康管理・食事	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	A	A
		② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	A
		③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	A
		④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	A	A
		⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている	A	A
		⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	A	A
		⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	A	A
		⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている	A	A
	IV-1-(2) 保育環境	① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	A	A
		② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行なっている	A	A
	IV-1-(3) 保育内容	① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	A	A
		② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	A	A
		③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	A	A
		④ 身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている	A	A
		⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	A	A
		⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	A	A
		⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している	A	A
		⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	A	A
		⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる	A	A

【自由記述欄】

IV-1-(1) 「健康管理マニュアル」が作成されており、子どもの既往症や予防接種の状況を把握し、ケガや体調悪化などの際には迅速に保護者との連絡を行っている。また、乳児については日に2回の検温を行うなど、体調の変化に敏感な対応が可能な体制が取られていることを確認した。年2回の健康診断や年1回の歯科検診を行い、その結果を「健康票」に取りまとめ、職員や保護者に伝達され、保育に反映されている仕組みがあることが確認できた。感染症対応マニュアルが整備され、発生時には園内の掲示板に掲示し(個人名は未公開)、法人内の他の事業にも連絡するなど、予防や早期対策が可能な取り組みがなされている。

給食については、野菜の栽培やクッキング、異年齢グループでの喫食など、年間を通じて食育の推進及び食事を楽しむことができる工夫がなされている。玄関前のサンプル食の展示をはじめとして、「献立表」「給食だより」を毎月保護者に配布し、給食や手作りおやつなどの試食会などの実施を通じて、家庭と共に食育活動に取り組まれていることを確認した。また、入園時に必ずアレルギーの有無を確認し、医師の指導のもとに除去食の提供を行っている。

IV-1-(2) 採光や通風などに配慮された保育環境のもと、清掃や寝具の天日干しなどの清潔管理及び室温、湿度の管理、量のあるスペースを各部屋に用意するなど、子どもが安全に心地よく過ごすことのできる環境が整備されている。また、増設されたログハウス風の乳児棟はバリアフリー構造で、特に安全面も考慮された開放的な空間構成になっており、ゆったりとした保育スペースが確保されている。また、広い園庭での遊びや公共施設の利用、近隣への散歩や地域でのクリーン活動(清掃活動)により、自然に親しみ社会性を育て、地域の人々との交流を実現されていることが聞き取れた。

IV-1-(3) 保育内容に関しては、子ども一人ひとりへの理解を深め、職員が受容と肯定的態度を徹底することを通じて、子どもの自立心を育てて自尊心を傷つけない配慮が行われていることが聞き取りから確認できた。個々の生活習慣や家庭状況を把握し、それぞれの発達状況に配慮して対応されていることが聞き取れた。

子どもの人権に十分配慮するとともに、文化や性差の先入観による固定的意識を植え付けることのない保育が行われていることが聞き取れた。乳児保育に関しては、SIDS(乳幼児突然死症候群)についての知識を職員間で共有し、乳児の動きに反応してアラームが鳴る「ベビーセンス」を導入するとともに、5分毎に就寝状態を観察し「5分間チェック表」に記入するなどの対策を行っている。障害児保育については、同一法人内の児童発達支援センター「すずらん」との合同勉強会や研修参加、職員会議での情報交換などを行っている。

## IV-2 子育て支援

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-2 子育て支援	IV-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援	① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行なっている	A	A
		② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	A	A
		③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	A	A
		④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	A	A
		⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	A	A
		⑥ 子どもの発達記録やケア記録、保育要録など保育に必要な記録が整備され、保育内容（指導計画）や小学校など専門機関との連携に活かされている。	A	A
	IV-2-(2) 一時保育	① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	A	A

### [自由記述欄]

IV-2-(1) 入所児童の保護者とは、送迎の際や連絡ノート、クラス懇談会、個人面談、保育参観のほか、交通教室や食育講演会など、保護者参加型の行事も用意されている。また、保育の取り組みやイベントごとに写真付きの「おたより」形式で園内掲示や配布が行われていること等が確認できた。

虐待が疑われる子どもの早期発見のため、「児童虐待マニュアル」が整備され、職員研修のほか、要保護児童として名前が挙がる児童については、2か月に一度、市の担当部署に情報提供文書を提出し、児童相談所など各機関との連携ができるよう仕組みが整備されている。

IV-2-(2) 一時保育については、事前に個人面接を行い、事業内容を説明して、保護者の納得を得るようにしている。個別記録を残し、当日の様子を保護者に伝える等していることが聞き取れた。

## IV-3 安全・事故防止

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-3 安全・事故防止	(1) 安全・事故防止	① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	A	A
		② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	A	A
		③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている	A	A
		④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	A	A
		⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	A	A

### [自由記述欄]

IV-3-(1) 衛生管理は「保育所内の衛生管理マニュアル」に基づいて実施されており、園長の管理のもとに、子どもの安全確保については、リスクマネジメント係が担当している。「給食衛生管理マニュアル」に食中毒への対応が記載されていることを確認したほか、全職員にも周知されていることが聞き取れた。また、職員会議での全職員への周知や各種研修へ参加されていること等聞き取れた。事故防止のための事例収集のための「ヒヤリハット報告書」を確認したほか、施設内事故防止のための詳細なチェックリストや「事故・災害発生時対応マニュアル」や「不審者の侵入時における対応マニュアル」が完備されていた。子ども達への安全教育も朝礼で実施されており、避難訓練や防災訓練も行われている事が確認できた。